様式第１６（第４０条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定申請書  申請年月日　 　　　2024年　　9月　4日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな） 　　　あめいじんぐてくのろじ  一般事業主の氏名又は名称 アメイジング・テクノロジー株式会社  （ふりがな） はやし　ひろうみ  （法人の場合）代表者の氏名 　 　 林　寛海  住所　〒100‐0004  東京都千代田区大手町1-5-1大手町ファーストスクエア  イーストタワー４階  法人番号　1010401157676  　情報処理の促進に関する法律第３１条に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  DX‐Project「ＤＸ推進への取組み」について | | 公表日 | 2024年　7月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて掲載  「ＤＸ推進への取組み」について内  「ＤＸ推進に向けた方向性」  <https://aztkansai.wixstudio.io/index1/dxpr> | | 記載内容抜粋 | デジタル技術の急速な進歩により、これまでにないビジネスモデルや新たなサービスが次々と生まれています。多様なcloudサービス、様々なRPAツール、働き方の変化など様々なことが変化していく中で、全ての企業が競争力の維持・強化に向けて、デジタルトランスフォーメーションを迅速に推進していく必要に迫られています。  当社は小規模企業連帯やグループリーダーとして、「人」と「デジタル」を最大限活用し、顧客の課題改善や問題改善に導きます。  デジタルを活用することで解決すべき課題に対して最適な方法で、オーガナイジングいたします。  またクラウドサービスやリモートワークの導入など、デジタルの活用により、業務の生産性や働きやすさを向上することで、DXを推進していきます。  当社のＤＸ推進は、グループ会社の企業理念である（「すごい」を創り出す）を基本に、お客様と共に変化の波を越えていく企業を目指します。  補足説明  2024年９月２日公開の本社HPとは、公開準備中ページにて相互リンク未設置の状態であります。  　サイト公開前７月初頭の９日、11日DX申請にては仮公開の関西準備室DXページが先公開でした為、本社内容との差異が発生中  　ですが、今後の本社内の関西準備室HP随時更改にてこの差異を統合する予定です。  　関西準備室DX-Projectページよりはリンク可能です。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である業務最高責任者（代表取締役社長）の決定に基づきホームページに掲載しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  「ＤＸ推進への取組み」について | | 公表日 | 2024年　7月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ホームページにて掲載  「ＤＸ推進への取組み」について内  「ＤＸ推進の戦略」  <https://aztkansai.wixstudio.io/index1/dxpr> | | 記載内容抜粋 | ★顧客満足度の向上  顧客情報や営業活動状況をクラウド上で共有･管理することで、拠点間・個人間の情報共有がリアルタイムで可能となります。  またデータを蓄積・分析することでお客様へより最適な提案が可能となり、サービス内容を高めて、顧客満足度の向上を目指します。  ★企業競争力の強化  業務プロセスをデジタル技術の活用によって変革し、企業競争力を強化します。  ・ペーパーレス化を進めコストを削減します。  ・業務工数を削減し、生産性を向上させます。  ・デジタルツールの導入により多様な働き方が実現することで、優秀な人材の獲得に繋げます。  ・顧客データの収集・分析システムを構築し、データに基づく洞察の提供MS365やNoCodeプログラミングを使用して、データの可視化と解析能力を強化します。  ・デル株式会社様ITエキスパートパートナーとの協力体系強化・競争力を強化します。  ★DX人材の育成  外部教育訓練機関のデジタルツールを使用し、DX人材育成の研修を実施します。研修終了後、DX人材として顧客企業の業務支援を行うことを目指します。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | 意思決定機関である業務最高責任者（代表取締役社長）の決定に基づきホームページに掲載しています。 |  1. 戦略を効果的に進めるための体制の提示  |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて掲載  「ＤＸ推進への取組み」について内  「ＤＸ戦略実行に向けた推進体制」  <https://aztkansai.wixstudio.io/index1/dxpr> | | 記載内容抜粋 | 社長自らがDXリーダーとして推進を行っているとともに、毎DX戦略会議にて推進状況やスキル習得レベル等の確認を実施しております。  ①IT人材の登用（特にBI人材を重点登用）  ②ITスキル向上のための教育・研修の実施  ③最新ITツールの導入・活用  ④DX推進のマニュアル、規定等の整備・運用 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ホームページにて掲載  「ＤＸ推進への取組み」について内  「ＤＸ戦略実行に向けた環境整備」  <https://aztkansai.wixstudio.io/index1/dxpr> | | 記載内容抜粋 | 自社のDX戦略実行のため、環境の整備を積極的に行っています。主に下記です。  　①会計・労務管理　：クラウドシステムを導入  　②業務プロセス全般：RPA/AIを導入  　③グループウェア　：クラウド型のグループウェア を導入 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ※ホームページのタイトル  「ＤＸ推進への取組み」について | | 公表日 | 2024年　7月　3日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | 「ＤＸ推進への取組み」について内  「ＤＸ推進の指標について」  <https://aztkansai.wixstudio.io/index1/dxpr> | | 記載内容抜粋 | 戦略の達成状況を図る指標については、以下の5項目を指標に設定し、達成度を管理します。  ・定期的な顧客満足度調査の実施  ・残業時間の削減  ・チャットツールである「Microsoft Teams」の利用率100％を目指します。  ・RPAプログラマ資格取得者数  ・ペーパーレス化による印刷枚数80％削減を目指します。 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | 2024年　7月　3日 | | 発信方法 | ホームページにて掲載  「DX推進への取組み」について下部「代表からのメッセージ」  <https://aztkansai.wixstudio.io/index1/dxpr> | | 発信内容 | 当社は2021年の創業以来、SESを中心とした人材派遣、各種セキュリティサービス、RPA開発サービスを展開してまいりました。日々変化し続ける業界において、事業継続、拡大をして来れましたのも当社を支えていただいたお客様のお陰だと考えております。  今後も皆さま方のご期待にお応えすべく、さらなる事業拡大と企業価値向上を目指します。  また、最近話題になっております DX（デジタルトランスフォーメーション）に触れさせていただきますと、弊社におきましてはチャットツールやビデオ会議ツールの導入を果たし、ペーパーレス化を実施、それに対応したITシステムの改修にも着手しております。  本年度デル株式会社様のITエキスパートメンバーとして認定されましたことで、協力体制の構築をはたしこれらのデジタル技術活用を通じより質の高いサービスを提供してまいります。 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　3月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 代表社員が「DX推進指標」による自己分析を実行、IPAの自己診断結果入力サイトより入力しております。  申請管理番号： 202407AH00001411  https://www.ipa.go.jp/digital/dx-suishin/about.html |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年　4月頃　～　現在継続中 | | 実施内容 | 一般財団法人日本情報経済社会推進協会よりプライバシーマークの付与認定を受けています。  「個人情報保護方針」を策定し自社ホームページに掲載しております。 https://www.az-t.co.jp/privacy-policy/  「情報セキュリティ基本方針」を策定し自社ホームページに掲載しております。  https://www.az-t.co.jp/security-policy/  また、SECURITY ACTION制度に基づき、二つ星の自己宣言を行っております。  自己宣言ID：40368354529 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号に掲げる基準による認定を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１６（第４０条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。